

政令第二百十五号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号

）第二条第一項、第十条及び附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物）

第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条

第一項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェ

ニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となつたものを処分するために処理

したもの（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）とする。

（処分の期間）

第二条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。

（法附則第三条の政令で定める事務）

第三条 法附則第三条の政令で定める事務は、法第八条、第九条、第十二条第二項、第十四条、第十六条、

第十七条及び第十八条第一項に規定する事務とする。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十三年七月十五日）から施行する。